

令和7年4月8日

保護者の皆様

三次市立酒河小学校
校長 新谷 勇

台風等の異常気象時における臨時休業の判断基準について (お知らせとご協力のお願い)

春爛漫の候 保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

児童の安全確保のため、台風・大雨・大雪等異常気象による災害の発生が予想される場合は、三次市教育委員会による「臨時休業の判断基準」に従って判断いたしますのでご確認ください。

災害発生が予想される場合は、緊急連絡等の可能性がありますので、ご準備をしていただとと共に、児童の安全確保にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

臨時休業等の判断基準

当日の午前6時時点において、三次市に次の警報等が発令中であること。

発令された警報種別による対応

- (1) 「特別警報」 → 【臨時休業】
- (2) 「暴風警報」又は「洪水警報」 → 【臨時休業】
- (3) 「土砂災害警戒情報」 → 【臨時休業】
- (4) 「大雨警報」 → 河川等の状況を勘案し、校長判断による。
- (5) 「大雪警報」 → 通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

※臨時休業等の措置を決定した場合は、[totoru]を通じて連絡します。**連絡のない場合は通常通りの登校**とします。

(前日の下校までに臨時休業が決定した場合は、文書配布により通知します。)

その他

児童の登校後において、上記の警報等が発令され、災害の発生が予想される場合は、状況に応じて授業等の打ち切り、学校待機、集団下校、保護者へのお迎えの依頼等を行うことがあります。異常気象時には、必ず連絡が取れるようにしていただきますようお願ひいたします。